

「北九州市安全・安心条例第3次行動計画（素案）」に対する 市民意見提出手続の実施結果

1 意見募集期間

令和6年12月11日（水）～令和7年1月14日（火）

2 意見提出状況

(1) 提出者 5人

(2) 提出意見数 16件

(3) 提出方法 ア 持参 0人 イ 郵便 0人
 ウ FAX 1人 エ 電子メール 4人

(4) 提出意見の内訳

分 類 名	件 数
計画全般にかかるもの	3
方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進	3
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築（ソフト面）	6
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築（ハード面）	1
方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信	1
特に配慮すべき対象への安全対策	2

(5) 計画への反映状況

分 類 名	件 数
① 計画に掲載済	6
② 計画の追加・修正あり	3
③ 計画の追加・修正なし	2
④ 今後の参考とするもの	4
⑤ その他	1

パブリックコメント等に基づく 「北九州市安全・安心条例第3次行動計画(素案)」の修正について

1 パブリックコメントに基づく修正

修正 1 (最終案 P3)

第2章 これまでの取組と課題

1 これまでの主な取組(令和2年度～令和6年度)

【計画(素案)に対する市民意見】

No. 1

「目標① 刑法犯認知件数」の「政令市11位」という指標は、第2次行動計画を拝見すると、人口当たりの認知件数の政令指定都市20市のベスト順位であることが明確であるものの、当該計画内で明確な記載がないことから、定義を明記いただきたい。

【修正】

下記のとおり文章を追加(下線が修正箇所)

修正前	修正後
目標① 刑法犯認知件数 ＜計画策定時＞ ＜目標＞ 政令市11位 ⇒ ベスト3	目標① 刑法犯認知件数 ＜計画策定時＞ ＜目標＞ 政令市 11位 ⇒ ベスト3 <u>※人口10万人当たりの20政令市順位</u>

修正 2 (最終案 P25)

第3章 計画の目標及び方向性

■特に配慮すべき対象への安全対策

【計画(素案)に対する市民意見】

No. 16

(P25「特に配慮すべき対象への安全対策」(3)高齢者の安全対策について)「また、近年、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっています。運転免許証の自主返納の推進など、更なる取組の強化が重要です。」との記載がありますが、人口の高齢化に伴い、高齢者の交通事故が昔に比べて多くなっていることは事実ですが、年齢別運転免許保有者10万人当たりの交通事故件数で見ると、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層同様に減少傾向が続いています(運転免許保有者当たりの事故件数が最も多い年齢層は20代です)。それにも関わらず、高齢者事故が問題視される理由は、高齢運転者に一部の重大事故が発生している点であると考えています。そのため、令和4年に変更が行われた高齢者の免許更新の制度と併せて、市として、運転に自信がなくなった高齢者ご自身が免許返納することを支援する制度等については賛成しますが、文章については、より高齢者に寄り添う穏当な表記をご検討いただきたい。

【修正】

下記のとおり文章を修正(下線が修正箇所)

修正前	修正後
(3)高齢者の安全対策 高齢者が、交通事故や消費者トラブルの被害者となるケースが後を絶ちません。 高齢者率の高い北九州市では、高齢者の事件・事故の防止に向けて、特に配慮した取組が必要です。 また、近年、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっています。運転免許証の自主返納の推進など、更なる取組の強化が重要です。	(3)高齢者の安全対策 高齢者が、交通事故や消費者トラブルの被害者となるケースが後を絶ちません。 高齢者率の高い北九州市では、高齢者の事件・事故の防止に向けて、特に配慮した取組が必要です。 <u>運転に不安がある高齢者に対しては、運転免許証自主返納の支援を行うなど、高齢者の交通事故を防止するために、</u>更なる取組の強化が重要です。

修正 3 (最終案 P35)

第4章 計画の主な事業

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

2 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

【計画(素案)に対する市民意見】

No. 9

北九州市では、盛土規制法に基づく取組、「北九州市耐震改修促進計画」に基づく建物の耐震化促進、「北九州市無電化推進計画」に基づく無電化及び、「北九州市上下水道事業中期経営計画」に基づく上下水道の強靱化・浸水被害の低減事業(方向性Ⅱ－2－(4)で一部記載)等々、安全・安心につながる優れた防災関連の取組が行われていると考えていますが、当該計画に反映されていないことは残念である。

【修正】

下記のとおり事業を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
(4)風水害対策の推進 1(略) 2(略) 3(略) 4(略)	(4)風水害対策の推進 1(略) 2(略) 3(略) 4(略) <u>5 盛土等の安全対策</u> <u>盛土等による災害を防止するため、安全な盛土等の整備や監視・指導などに取り組みます。</u>

2 パブリックコメントに基づくもの以外の修正

修正 4（最終案 P33、P40、P46、P47、P51）

第4章 計画の主な事業

- ・「性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置」(P33、P40、P46、P47、P51)
- ・特記1 性暴力を根絶するための取組の推進(P51)

【修正理由】

常任委員会において、「性暴力被害者に対する支援はあるが、加害者に対する支援が抜けていると思う。福岡県は、性暴力加害者相談窓口がある。性暴力加害者の相談窓口があるということを広く知ってもらうために、次回は計画にも明記していただきたい。」というご意見があった。それを参考に、下記のとおり修正するもの。

【修正】

下記のとおり文章を追加・修正（下線が追加・修正箇所）

修正前	修正後
1 性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。	1 性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 <u>また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談窓口」の周知等を行う。</u>
特記1 性暴力を根絶するための取組の推進 (1)(略) (2)性暴力の被害者支援等に関する取組 性犯罪をはじめとする性暴力被害は、「他人に知られたくない」などの理由で、被害を誰にも相談できず、通報や相談が遅れることも少なくなく、相談体制の充実・強化が性暴力根絶には重要です。 性暴力被害の潜在化を防ぐためには、性暴力に関する広報・啓発や相談体制の充実が必要です。	特記1 性暴力を根絶するための取組の推進 (1)(略) (2) <u>性暴力被害者等の支援</u> に関する取組 性犯罪をはじめとする性暴力被害は、「他人に知られたくない」などの理由で、被害を誰にも相談できず、通報や相談が遅れることも <u>あり、被害の潜在化を防ぐためには、相談体制の充実・強化が重要です。</u> <u>また、被害者も加害者も生まない社会の実現のためには、性暴力に関する広報・啓発の充実も必要です。</u>

修正 5（最終案 P29）

第4章 計画の主な事業

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

1 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【修正理由】

令和6年12月に発生した中学生殺傷事件を受け、地域の安全性を高めていくために、「見守りの目」を強化する取組を推進するため、下記のとおり修正するもの。

【修正】

下記のとおり文章を修正（下線が修正箇所）

修正前	修正後
(2)安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成 1 事業者の新たな防犯活動の推進 事業者の自主防犯活動の活発化を図るため、「ながら見守り」活動の啓発チラシを作成し、企業訪問等を通じて、事業者の防犯活動の参加を推進する。また、企業訪問時に、ポスターは窓の外が見えるような位置へ貼ることやブラインドの開放といった地域の見守りの目を増やす取組を推進する。	(2)安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成 1 <u>新たな防犯活動の推進</u> <u>買い物やウォーキング又は営業活動等の日常生活の中で、「防犯の視点」を持って、地域の子ども、女性、高齢者などの見守りを行う「ながら見守り」活動を推進する。</u>

修正 6（最終案 P35、P45）

第4章 計画の主な事業

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

2 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

【修正理由】

令和6年12月に発生した中学生殺傷事件を受け、通学に対する安心感の醸成と、更なる安全を確保するために、防犯カメラや防犯灯の充実に向けた取組を推進するため、下記のとおり追記するもの。

【修正】

下記のとおり事業を追加（下線が追加箇所）

修正前	修正後
(2)通学路等の安全確保 1(略)	(2)通学路等の安全確保 1(略) 2 <u>通学路防犯灯の充実</u> <u>犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民が、より安全で安心して通行できるよう通学路の防犯灯の充実に向けた取組を推進する。</u>

	<u>3 不審者の学校侵入対策</u> <u>市内の小中学校等に防犯カメラを設置し、不審者による侵入・事件発生を未然に防ぎ、児童生徒及び教職員の安全・安心な学習環境の確保を図る。</u>
--	---

「北九州市安全・安心条例第3次行動計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

No.	意見の概要	市の考え方	反映結果
計画全般に係るもの			
1	（「第2章 これまでの取組と課題」の「1 これまでの主な取組（令和2年度～令和6年度）」について）目標① 刑法犯認知件数の「政令市11位」という指標は、第2次行動計画を拝見すると、人口当たりの認知件数の政令指定都市20市のベスト順位であることが明確であるものの、当該計画内で明確な記載がないことから、定義を明記いただきたい。	人口10万人当たりの政令指定都市20市の順位であることがわかるように、「※人口10万人当たりの20政令市順位」という注釈を追記します。	②
2	主な事業内容の方向性Ⅰ－1－（1）－7「住宅防火対策の推進」・8「市場・商店街等の防火対策の推進」、方向性Ⅱ－1－（2）地域の防災力の強化、同2－（4）風水害対策の推進・（5）公共施設等の耐震化・長寿命化の推進等のソフト・ハード両面の防災事業及び、方向性Ⅰ－1－（3）交通安全の推進、方向性Ⅱ－2－（1）安全・安心に配慮した環境の構築等のソフト・ハード両面の交通安全対策に賛同します。	引き続き、関係団体等と連携した取組を推進し、日本トップクラスの安全なまち、「誰もが安心を実感できるまち」を目指していきます。	①
3	安全・安心のまちづくりは、心豊かに生活するための必須条件である。また、企業誘致の推進や大型イベントの開催などにも、安全・安心の基盤が不可欠である。引き続き、計画に沿って「安全安心なまちづくり」を確実に進めて欲しい。	引き続き、関係団体等と連携した取組を推進し、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指していきます。	①
方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進			
4	（「第4章 計画の主な事業」の「こどもと女性の「防犯力アップ」事業」について）防犯セミナーが行われる場合、市民への周知を徹底して、誰もが行きやすい場所で開催してほしい。小倉北区だけで行うと八幡西区のほうからは行きにくいことがあるので、コムシティでも行うなどしてほしい。各区で行えれば理想的である。年代を問わずたくさんの女性、またこれから社会に出て理不尽な性差別に出会うかもしれない、高校生や大学生にも参加してもらえればいいのではないかと考える。	①北九州市内の小学校の教員や保護者を対象とした「子ども見守りセミナー」と、②北九州市内の企業・事業所・病院・団体・大学等・自治会・地域・PTA等における授業・ゼミ・研修会や勉強会等を対象に「女性防犯セミナー」を実施しており、HPに掲載し周知しています。ご要望に応じて講師を派遣しています。	③
5	闇バイトに関連する犯罪が全国的に横行しています。市民として気をつけることを教えてください。	近年、匿名・流動型犯罪グループが台頭し、二重電話詐欺被害（特殊詐欺）や強盗、窃盗などの被害が拡大しています。市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、身の回りの防犯対策を実践することが重要です。なお、県警察の防犯アプリ「みまもっち」は、110番通報や防犯ブザー機能等が備わっています。どうぞご利用ください。	⑤
6	SNSを使った投資詐欺やロマンス詐欺が増加しています。特殊詐欺に関する啓発をしっかりと行ってください。	近年、特殊詐欺の被害額及び被害件数が増加しています。さらにSNS型投資詐欺やロマンス詐欺など新たな手口による被害も広がっており、喫緊の課題となっています。P21「（1）安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等」の中で「消費生活等に関する安全・安心の推進」として記載しております。	①

「北九州市安全・安心条例第3次行動計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

No.	意見の概要	市の考え方	反映結果
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築（ソフト面）			
7	（「第4章 計画の主な事業」の「性犯罪被害者に対する総合相談窓口の設置」について）性暴力だけに限らず、DVを受けている人は同時に経済DVを受けていることもある。携帯電話やスマートフォンを持っても、管理されていることもあるので、通話料がかからない相談電話が増えることを希望する。被害後の聴取、診察ができる限りワンストップで行われ、被害者が必要以上に負担を受けることがないように制度の充実をお願いしたい。	無料ではありませんが、「#8891（はやくワンストップ）」で24時間365日相談を受付けています。福岡県内からの場合は、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」につながります。また、被害にあった方の精神的・金銭的負担が必要以上にかかることがないように、相談を受けた後の対応がワンストップで行えるよう、検討していきます。	④
8	（「第4章 計画の主な事業」の「性暴力被害者支援等に関する広報・啓発等」について）以前は公共施設だけに限らず、ショッピングセンターの女性用トイレなどに国や県が行っているDV相談事業のカードが置いてあった。北九州市も公共施設だけではなくショッピングセンター、スーパー、民間の施設、あるいは病院、放課後デイなどにもチラシ・カードを積極的に設置して、被害者に「あなたはひとりではない、相談する場所があります。応援してくれる人がいるんだよ」ということを伝えてほしい。民生委員・児童委員や主任児童委員に複数枚配布することも周知として効果があるかと思う。	相談窓口である「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のより効果的な広報について検討していきます。	④
9	（「第4章 計画の主な事業」の「性暴力根絶等に関する教育活動」について）「すべての子どもへの虐待、女性への性暴力は犯罪であり認めません」という強いメッセージを子どもたちへの教育に取り入れてもらいたい。そして当たり前に男性への性暴力についても学ぶ機会をとり入れていただければと思う。	本市では、小中学校において、発達の段階に応じた系統的・計画的な性に関する学習を通じて、児童生徒が性暴力の被害者や加害者、傍観者のいずれにならないことを目指す「生命（いのち）の安全教育」を行っています。今後も各学校で児童生徒が生命を大切にする考えや、自分、他者、一人一人を尊重する態度を身につけていけるように取組の充実を図ってまいります。	④
10	北九州市では、盛土規制法に基づく取組、「北九州市耐震改修促進計画」に基づく建物の耐震化促進、「北九州市無電化推進計画」に基づく無電化及び、「北九州市上下水道事業中期経営計画」に基づく上下水道の強靱化・浸水被害の低減事業（方向性Ⅱ-2-（4）で一部記載）等々、安全・安心につながる優れた防災関連の取組が行われていると考えていますが、当該計画に反映されていないことは残念である。	「盛土規制法に基づく取組」については、盛土等による災害を防止するため、安全な盛土等の整備や監視・指導などに取り組んでいます。頂いたご意見を参考に、本計画の「第4章 計画の主な事業」に「盛土等の安全対策」を追加します。 「北九州市耐震改修促進計画」に基づく建物の耐震化促進については、「第4章 計画の主な事業」の「民間建築物耐震改修費等補助事業」等により、推進してまいります。 「上下水道の強靱化等」については、「上下水道事業中期経営計画」に基づき、市民生活を支える強靱な上下水道をつくることを目標に、浸水対策や上下水道施設の耐震化を進めております。本計画においても、浸水対策については、「第4章 計画の主な事業」「浸水対策の推進」、上下水道の地震等対策推進事業については、「上下水道の地震等対策推進事業」にありますように、今後もこれら施策を着実に推進してまいります。 「北九州市無電化推進計画」については、安全・安心に配慮した環境の整備（方向性Ⅱ-2）の中での防災面での施策の取扱いなど、今後、関係部局と協議してまいります。	②

「北九州市安全・安心条例第3次行動計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

No.	意見の概要	市の考え方	反映結果
11	「北九州市地域防災計画」に公表されている昭和28年以降の過去の災害を拝見すると、暴風雨は平成11年台風第18号のみで、その他は豪雨となっていますが、ご承知のとおり令和4年から国土交通省において防災(暴風と地震)の観点から瓦の留め付け方法の基準が強化され、国において瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事の補助事業が実施されています。本市(基準風速34m/s>32m/s)においても、市民ニーズ等を調査いただき、当該補助制度の導入の可否をご検討いただきたい。	本市の住宅における瓦屋根等の対策については、耐震対策の一環として、一定の要件を満たす改修工事に対して補助を行っています。当面は耐震改修促進の観点から地震対策に重点を置き考えてまいります。	③
12	地域における見守り活動や防犯パトロール活動に取り組んでいる方々に、たいへん感謝しています。活動の中心を担っている生活安全パトロール隊の方々が高齢化していること、また減少傾向にあることが気になります。	通学路などへの地域における見守り活動や防犯パトロール活動の強化は重要であると考えます。一方で、活動の中心を担う生活安全パトロール隊の参加者は、高齢化・固定化しており減少傾向であるため、新たな担い手づくりが必要であると認識しており、P21の「(1)安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等」に記載しております。	①
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築(ハード面)			
13	AI並びにドローンの活用が位置付けられないのは何故か。せめて検討ぐらいはしてほしい。そして、その内容を国に対して提言してほしい。	AIやドローンの活用については、予算や必要性、安全性などの事情を考慮した上で、検討しております。	④
方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信			
14	市民意識調査では「防犯・暴力追放運動の推進」が9年連続1位となっています。また、刑法犯認知件数の減少率は政令市トップであると聞きました。もっと、市のイメージアップのため、「安全・安心のまち」をPRしてください。	体感治安の更なる改善に向けて、安全・安心なまちをPRするなど、イメージアップに向けた取組の継続が必要であると認識しており、P24「方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信」に記載しております。	①
特に配慮すべき対象への安全対策			
15	(「特に配慮すべき対象への安全対策」(3)高齢者の安全対策について)「また、近年、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっています。運転免許証の自主返納の推進など、更なる取組の強化が重要です。」との記載がありますが、人口の高齢化に伴い、高齢者の交通事故が昔に比べて多くなっていることは事実ですが、年齢別運転免許保有者10万人当たりの交通事故件数で見ると、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層同様に減少傾向が続いています(運転免許保有者当たりの事故件数が最も多いの年齢層は20代です)。それにも関わらず、高齢者事故が問題視される理由は、高齢運転者に一部の重大事故が発生している点であると考えています。そのため、令和4年に変更が行われた高齢者の免許更新の制度と併せて、市として、運転に自信がなくなった高齢者ご自身が免許返納することを支援する制度等については賛成しますが、文章については、より高齢者に寄り添う穏当な表記をご検討いただきたい。	該当箇所については、「また、高齢者の交通事故を防止するために、運転に不安がある高齢者に対しては運転免許証自主返納の支援を行うなど、更なる取組の強化が重要です。」に変更いたします。	②
16	子どもや女性を狙った犯罪は、被害者の心身に深刻な影響や地域の住民に不安を与えます。事案によっては急展開し、重大事件に発展する恐れもあります。市役所、地域住民、事業者等の関係機関、団体等が連携し、引き続き、社会全体で安全・安心を確保するための取組を進めて欲しいです。	子ども、女性、高齢者及び障害のある人は「犯罪における弱者」と言われることもあり、それぞれを対象とした、犯罪等の特性に配慮した取組が必要だと考えます。P25では、(1)子どもの安全対策、(2)女性の安全対策、(3)高齢者の安全対策、(4)障害のある人の安全対策として、それぞれの取組内容を記載しております。	①